2　財政再生計画の実施が着実に行われていない財政再生団体については、その内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

3　再生振替特例債については、健全化法第12条第１項の規定に基づき算出した額を許可の対象とする。

二　一に係るもの以外の財政再生団体等の許可基準

健全化法第11条ただし書及び健全化令第13条に規定する場合は、財政の再生の状況を踏まえ、同意基準と同様の内容の許可基準によって、許可を行うものとする。また、健全化法第20条第１項の規定による勧告を受けた財政再生団体については、当該勧告に基づいて講じた措置の内容に応じ、地方債の発行を制限するものとする。

三　財政再生団体等が加入する組合等の場合

財政再生団体等が加入する組合については、当該財政再生団体等が策定した財政再生計画との整合性に留意して地方債の許可等を行うものとする。

第五　退職手当債に係る許可基準

退職手当債の許可申請は、次に掲げる事業区分を許可申請の単位として行うものとする。

1　普通会計退職手当債

普通会計退職手当債については、退職手当額（国家公務員ベース）が総務省令で定める平年度ベースの標準退職手当額を上回る地方公共団体で、今後の定員や人件費の適正化に関する計画（以下「定員管理・給与適正化計画」という。）を定め総人件費の削減に取り組むものに対し、当該上回る額の範囲内で、かつ、定員管理・給与適正化計画の作成を通じた将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

2　公営企業退職手当債

公営企業退職手当債については、定員管理・給与適正化計画を定め総人件費の削減に取り組む公営企業に対し、職員の退職に伴う減員や人件費の適正化によって、当該公営企業の将来の人件費の削減により償還財源が確保できると認められる範囲内の額を対象とするものとする。

○総務省告示第百三十六号

地方財政法（昭和二十三年法律第百九号）第五条の三第十項の規定に基づき、令和七年度地方債計画を次のように作成したので、同項の規定により公表する。

令和七年四月一日

総務大臣　村上誠一郎

令和７年度地方債計画

（通常収支分）

（単位：億円、％）

項目	令和７年度計画額(A)	令和６年度計画額(B)	差引 (A)―(B) (C)	増減率 (C)／(B)×100
一　一般会計債				
1　公共事業等	15,908	15,794	114	0.7
2　公営住宅建設事業	1,100	1,082	18	1.7
3　災害復旧事業	1,127	1,119	8	0.7
4　教育・福祉施設等整備事業	5,723	4,813	910	18.9
(1)　学校教育施設等	2,670	2,119	551	26.0
(2)　社会福祉施設	367	365	2	0.5
(3)　一般廃棄物処理	1,603	1,254	349	27.8
(4)　一般補助施設等	546	538	8	1.5
(5)　施設（一般財源化分）	537	537	0	0.0
5　一般単独事業	26,625	26,845	△　220	△　0.8
(1)　一般	2,493	2,493	0	0.0
(2)　地域活性化	690	690	0	0.0
(3)　防災対策	871	871	0	0.0
(4)　地方道路等	3,221	3,221	0	0.0
(5)　旧合併特例	2,500	3,800	△　1,300	△　34.2
(6)　緊急防災・減災	5,000	5,000	0	0.0
(7)　公共施設等適正管理	4,500	4,320	180	4.2
(8)　緊急自然災害防止対策	4,000	4,000	0	0.0
(9)　緊急浚渫推進	1,100	1,100	0	0.0
(10)　脱炭素化推進	900	900	0	0.0
(11)　こども・子育て支援	450	450	0	0.0
(12)　デジタル活用推進	900	―	900	皆増
6　辺地及び過疎対策事業	6,490	6,270	220	3.5
(1)　辺地対策	590	570	20	3.5
(2)　過疎対策	5,900	5,700	200	3.5
7　公共用地先行取得等事業	345	345	0	0.0
8　行政改革推進	700	700	0	0.0
9　調整	100	100	0	0.0
計	58,118	57,068	1,050	1.8
二　公営企業債				
1　水道事業	7,339	6,356	983	15.5
2　工業用水道事業	420	392	28	7.1
3　交通事業	1,584	1,763	△　179	△　10.2
4　電気事業・ガス事業	260	241	19	7.9
5　港湾整備事業	618	577	41	7.1
6　病院事業・介護サービス事業	5,998	4,981	1,017	20.4
7　市場事業・と畜場事業	395	386	9	2.3
8　地域開発事業	1,346	1,290	56	4.3
9　下水道事業	13,918	13,686	232	1.7
10　観光その他事業	107	100	7	7.0
計	31,985	29,772	2,213	7.4
合計	90,103	86,840	3,263	3.8